

# 三重県と県内全市町からの 重要なお知らせです！

## 県内全市町では、法定要件に該当する事業主の皆様、 個人住民税の特別徴収実施を徹底しています。

事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまに徴収をしていただいた上で、課税した市町に納入していただくことが必要です。また、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員等も原則、特別徴収となります。

平成26年度からは、原則、特別徴収を実施していただいております。ただし、**a**～**d**の理由に該当する場合に限り、普通徴収とすることができますので、給与支払報告書を提出する際に、個人住民税普通徴収への切替理由書と一緒に提出してください。

**a** 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている

**b** 給与が支給されない月がある

**c** 事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）

**d** 退職予定者（5月末までに退職予定の者）

新たに就職・転職された皆様も、途中から特別徴収に切り替えることができますので、事業所へご相談ください。

## 税の申告・相談を行います 町県民税の申告・所得税の確定申告

申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)

(住民税の申告及び所得税の還付の申告については、2月1日(水)より受け付けします。)

申告会場

朝日町役場2階大会議室 9時～11時及び13時～16時

(3月1日(水)より2階第1・2会議室になります。)

まもなく平成29年度町県民税の申告及び平成28年分所得税の確定申告の時期です。この申告は平成28年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得を対象にしています。

### \* 申告に関するお願い \*

- 土・日・祝日及び時間外は受付をしておりません。また、混みあっている場合には、予定より早く受付を締め切らせて頂く場合があります。
- 申告会場では番号順にてご案内しています。順番によっては、お待ちいただくことがあります。
- 譲渡・贈与に関する申告、あるいは青色申告など専門的な知識を必要とする申告はできかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。
- ご自身で申告書が作成できている方は、直接税務署へ郵送していただくか、1階税務課窓口まで提出してください。
- 申告に関する資料が整っていない場合は、整い次第あらためてお越しいただいております。

